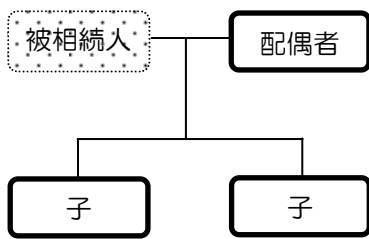


当事務所では、毎年数多く、相続税のご相談を受けております。中でも、最近では“お子様が先立たれているケース”“被相続人（亡くなられた方）にお子様がいらっしゃらないケース”が多くなってきているように感じられます。この場合、誰が相続人になるのか、また基礎控除や法定相続分はどうなるのかといった点に的を絞ってご紹介いたします。

① 配偶者・お子様がいるケース



【基礎控除】

3,000万円 + 600万円 × 3人 = 4,800万円

【法定相続分】

配偶者…1/2

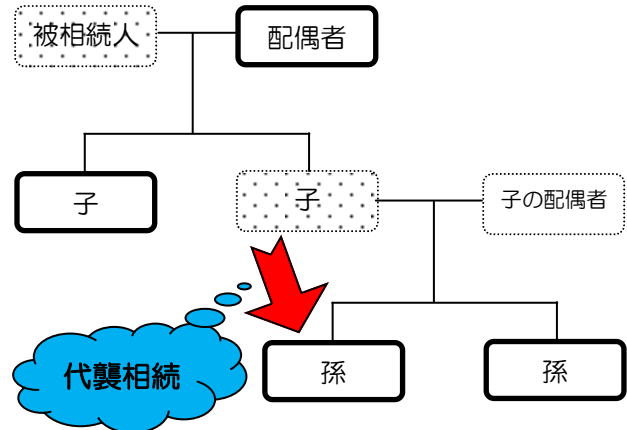
子 …1/2 × 1/2 = 1/4

図中における枠は、それぞれ次の方を指します。

…亡くなられている方

(太枠) …法定相続人

② お子様がすでに亡くなっているケース



【基礎控除】

3,000万円 + 600万円 × 4人 = 5,400万円

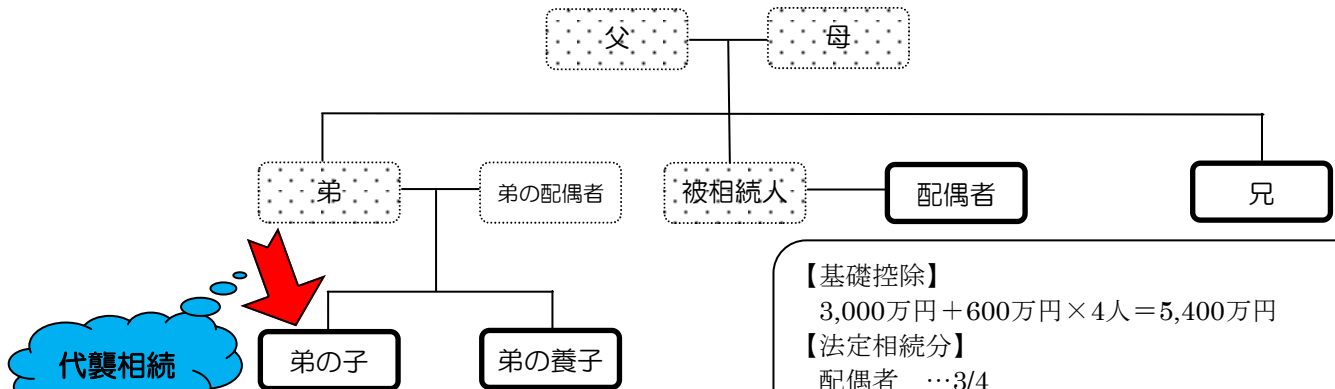
【法定相続分】

配偶者…1/2

子 …1/2 × 1/2 = 1/4

孫 …1/2 × 1/2 × 1/2 = 1/8

③ お子様がいない・親もすでに他界・代襲相続がある・養子がいるケース



【基礎控除】

3,000万円 + 600万円 × 4人 = 5,400万円

【法定相続分】

配偶者 …3/4

兄 …1/4 × 1/2 = 1/8

弟の子 …1/8 × 1/2 = 1/16

弟の養子…1/8 × 1/2 = 1/16

[memo]

特別養子縁組により養子となった人、被相続人の配偶者の実子で被相続人の養子となった人、いわゆる代襲相続人は、実子とみなされます。

ただし、「法定相続人」に含める養子の人数は、被相続人に実子がいれば1名、実子がいなければ2名までとなります。

